

豊田市いじめの防止等に関する取組の計画

豊田市いじめの防止等に関する取組の計画とは

本計画は、いじめの防止等の取組を総合的に推進するための計画のこと。
「豊田市いじめの防止等に関する条例」第10条第2項に規定されている。

令和8年4月

豊田市

本計画の策定にあたって

豊田市は、市全体でいじめの防止等の取組を推進し、全ての子どもが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現するため、令和8年4月に「豊田市いじめの防止等に関する条例（以下、条例といいます。）」を施行しました。

また、条例の基本理念を具現化するため、条例の規定に基づき、令和8年4月に「豊田市いじめ防止基本方針（以下、基本方針といいます。）」を改正しました。

本計画は、条例の規定に基づき、基本方針にのっとり、市におけるいじめの防止等に関する取組を体系化し、総合的に施策を推進するためのものです。

いじめの防止等の取組は、市、学校、保護者、子ども、地域住民、事業者など地域社会全体で積極的に行う必要があります。市は、本計画をもとにいじめ防止等のために必要な施策を行うとともに、本計画の進捗管理を行い、実効性のあるものとします。

令和8年4月

豊田市

市は、毎年度、本計画の進捗管理を行い、その結果を豊田市いじめ問題対策連絡協議会にて報告し、意見をいただきながら評価・改善をするものとします。

また、市は、毎年度、本計画の内容を更新するとともに、令和10年度中に計画全体の評価を行い、令和10年度末に改訂するものとします。

【いじめの防止等に関する取組の計画】

区分	取組の内容		対 象						
			学校	保護者	児童等	地域住民	事業者		関係機関
いじめの防止等の取組に従事する人材の資質向上	①	教職員向け研修の実施	●						拡充
	②	事業者向け研修の実施					●		新規
	③	いじめ問題への理解を深める研修の実施	●	●		●	●	●	拡充
連携体制の強化	④	いじめの防止等のための連携体制の強化	●	●			●	●	新規
人権意識を高める子どもの権利教育の実施	⑤	教職員向け権利学習プログラム研修の実施	●						
	⑥	小・中学生向け権利学習プログラムの実施			●				
	⑦	保護者・地域向け権利啓発研修の実施		●		●			
いじめの未然防止	⑧	学級集団づくりのための授業案の活用	●		●				
	⑨	児童等がいじめの防止等について考える機会の確保	●		●				
いじめの早期発見	⑩	学校生活・いじめに関するアンケートの充実	●		●				
	⑪	保護者・教員向けいじめのサイン発見チェックシートの活用	●	●					
	⑫	相談窓口カードの配布と活用方法の周知			●			●	
	⑬	タブレットを活用した教育相談の仕組みづくり	●		●				
いじめの対応支援	⑭	いじめの防止等に関する資料の提供	●				●		新規
啓発に関する取組	⑮	市民へいじめの防止の取組を広げるための啓発	●	●	●	●	●	●	新規
いじめの防止等の取組に従事する人材の確保	⑯	いじめの対応支援体制の強化	●					●	拡充
	⑰	教育相談体制の整備	●						
	⑱	いじめの防止等のための体制の整備	●					●	
	⑲	スクールカウンセラーの活用	●						
	⑳	スクールソーシャルワーカーの活用	●						
	㉑	子どもを見守る体制整備	●						

(注) 新規…新たに始めるもの 拡充…これまでの取組に新たな取組を加えたもの 印なし…継続して行うもの

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の資質向上		
取組の内容	①	教職員向け研修の実施	
担当部署	教育センター、パルクとよた		
実施予定	R 8	R 9	R 1 0
	拡充	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の教職員		

具体策

○いじめの理解や対応力の向上を目的とした校外研修

- ・「いじめ対応研修」を、経験年数に応じた研修に組み込む。
- ・年1回開催の「教育相談主任研修」で、いじめの理解やいじめの防止等の内容を組み込む。
- ・教育相談技術（基本）は、どの経験年数の研修でも取り上げ繰り返し学ぶ。
- ・4年目以降の教員は、校内で若手教員を中心に伝達講習を行う。

○学校における研修（R 8～）

- ・いじめ問題への対応に関する動画を作成し、いつでも何度でも視聴できる環境をつくる。
- ・教員向けe-ラーニングを実施し、いじめへの理解や対応力の向上を図る。
- ・文部科学省が発行した教師用の研修資料を紹介し、研修で活用できるようにする。

経験年数 1年

2年

6年

11年

【初任者研修】

- ・教育相談技術（基本）
- ・いじめのサインを見極める
等

【2～5年目研修】

- ・教育相談技術（基本・中級）
- ・いじめのサインを見極める
・同僚との協力
等

【6～11年目研修】

- ・教育相談技術（基本・上級応用）
- ・いじめのサインを見極める
- ・若手・中堅への連携・助言
- ・校内体制の推進者に
等
- ※校内研修（伝達講習講師）

学校代表

【教育相談主任研修】

- ・いじめのサインを見極める
- ・S CやS S Wの活用
等
- ※校内研修（伝達講習講師）

経験年数 12年～

【役職者研修】

- 校長研修
- 教頭研修
 - ・教育相談コーディネーターの役割
 - ・S CやS S Wの活用
- 教務主任研修
- 校務主任研修
等
- ※校内研修（伝達講習講師）

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の資質向上		
取組の内容	②	事業者向け研修の実施	
担当部署	パルクとよた、こども・若者政策課、学び体験推進課、スポーツ振興課		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	新規	継続	継続
実施対象	事業者の従業員等		

具体策

○いじめの防止等の対応力の向上を目的とした研修（R 8～）

- ・指導員や支援員などの従業員等を対象に、年1回研修を実施する。
- ・事業者におけるいじめの防止や早期発見、いじめへの対処について学ぶ。
- ・指導員や支援員などの従業員等の参加者は、事業所内で関係する指導員や支援員などに研修の内容を伝える。

【放課後児童クラブ】 （こども・若者政策課）

- ・事業者の役割
- ・いじめの理解
- ・いじめの防止の取組
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対処
- ・いじめの防止等に関する資料・相談先

【とよた地域クラブ活動】 （学び体験推進課）

- ・事業者の役割
- ・いじめの理解
- ・いじめの防止の取組
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対処
- ・いじめの防止等に関する資料・相談先

【地域スポーツクラブ】 （スポーツ振興課）

- ・事業者の役割
- ・いじめの理解
- ・いじめの防止の取組
- ・いじめの早期発見
- ・いじめへの対処
- ・いじめの防止等に関する資料・相談先

○いじめの防止等に関する資料掲載（R 8～）

- ・事業者が参考にできるよう、いじめの防止等に関する資料を、市のホームページやパルクとよたのホームページに掲載する。

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の資質向上		
取組の内容	③	いじめ問題への理解を深める研修の実施	
担当部署	パルクとよた、学び体験推進課		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	拡充	継続	継続
実施対象	保護者、地域住民、関係機関、市内に在住・在勤・在学の団体		
具体策			
<p>○「パルクとよた公開セミナー」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民も参加できる「パルクとよた公開セミナー」で、年1回いじめ問題をテーマにした研修を開催する。 <p>○豊田市生涯学習出前講座の実施（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な学習を支援する制度である豊田市生涯学習出前講座に、いじめ問題をテーマにした研修を登録する。 ・申込みに応じて講師を派遣し、研修を行う。 			

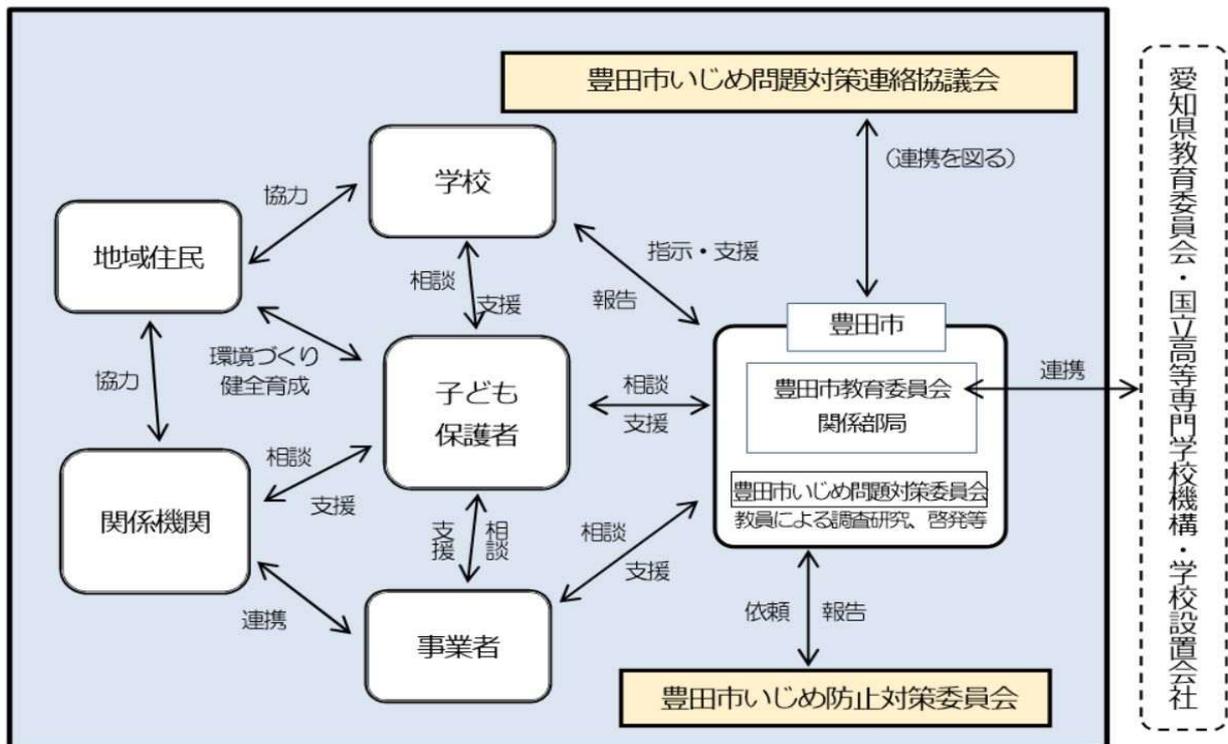
<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	連携体制の強化		
取組の内容	④	いじめの防止等のための連携体制の強化	
担当部署	学校教育課、パルクとよた		
実施予定	R 8	R 9	R 10
	新規	継続	継続
実施対象	保護者、人権擁護委員、児童相談所、法務局、警察、学校、事業者の関係課、教育委員会		

具体策

○連携体制の強化（R 8～）

- いじめの問題に悩む児童等や保護者、学校の教職員、地域住民、事業者等が、学校内外で相談できるような体制の充実を図り、相互に連携・協力が図られるようにする。



○豊田市いじめ問題対策連絡協議会の設置（R 8～）

- 豊田市は、いじめ防止等に係る関係機関、事業所、その他の関係者との連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項及び豊田市いじめの防止等に関する条例第13条の規定により「豊田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 構成員は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他関係者とする。
- 豊田市のいじめの現状や各団体が行っているいじめ防止等の取組についての情報交換や情報共有を行い、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。
- 毎年度、取組の進捗管理を行い、豊田市いじめ問題対策連絡協議会で報告する。

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	人権意識を高める子どもの権利教育の実施		
取組の内容	⑤	教職員向け権利学習プログラム研修の実施	
担当部署	こども・若者政策課		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の教職員		

具体策

○【教職員向け権利学習プログラム研修の実施】

- ・R5より6年計画で、子どもの権利擁護委員が市内小・中・特別支援学校の該当校へ出向いて対面研修を実施。（該当校以外は、子どもの権利擁護委員作成の動画による研修を年1回実施）

年度	中学校教職員（60分） （全職員対象：授業後、夏休み等に実施）	小学校教職員（60分） （全職員対象：授業後、夏休み等に実施）
5	崇化館 朝日丘 豊南 藤岡	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石畳・御作
6	高橋 美里 益富 藤岡南	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山
7	梅坪台 竜神 末野原 下山 旭	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島
8	逢妻 上郷 高岡 前林 若園	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵・御蔵
9	保見 猿投 猿投台 井郷 足助	大畑・伊保・東保見・西保見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・則定
10	石野 松平 浄水 小原 稲武 豊田特支（中学）	東広瀬・中金・上鷹見 九久平・幸海・岩倉・滝脇・豊松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支（小学）

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	人権意識を高める子どもの権利教育の実施		
取組の内容	⑥	小・中学生向け権利学習プログラムの実施	
担当部署	こども・若者政策課		
実施予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等		

具体策

○【子どもの権利学習プログラムの実施】

- ・小1・3・5年、中2年で権利学習プログラム「ひまわり」を、全校で毎年実施。
- ・小5年は、「ひまわり」に加え、子どもの権利擁護委員作成の動画を使った授業を行う。
- ・R5より6年計画で、市内全小学校に子どもの権利擁護委員が順番に出向いて対面授業を実施。
- ・中2年は、「ひまわり」に加え、子どもの権利擁護委員作成の動画を使った授業を行う。

年度	小学5年生児童(45分) (教職員研修、権利学習プログラム「ひまわり」実施後に対面授業実施)
5	拳母・元城・朝日 童子山・根川・衣丘 前山・平和 飯野・石豊・御作
6	寺部・平井・矢並・市木 野見・東山・広川台 古瀬間・五ヶ丘・五ヶ丘東 中山
7	梅坪 山之手・竹村・土橋 寿恵野・大林 花山・大沼・巴ヶ丘 小渡・敷島
8	小清水・美山 高嶺・畝部 若林東・若林西 堤・駒場 若園 萩野・明和・新盛・大蔵・御蔵
9	大畑・伊保・東保見・西保見 加納 青木・西広瀬 四郷・井上 足助・冷田・追分・佐切・則定
10	東広瀬・中金・上鷹見 幸海・岩倉・九久平・滝脇・豊松 浄水・浄水北 道慈・本城・小原中部 稲武 豊田特支 (対象学年は学校と相談)

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	人権意識を高める子どもの権利教育の実施		
取組の内容	⑦	保護者・地域向け権利啓発研修の実施	
担当部署	こども・若者政策課		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の保護者、地域住民		

具体策

○【保護者・地域向けの権利啓発研修の実施】

・R5からの6年計画で、子どもの権利擁護委員が中学校ブロックごとに対面方式で実施。

【会場】各地域の交流館

【対象】各中学校区の保護者、地域住民

【内容】子どもの権利擁護委員による、生活場面に即した「子どもの権利」や「子ども条例」のわかりやすい解説。参加者同士のワークショップ 等

年度	中学校教職員 (60分) (全職員対象：授業後、 夏休み等に実施)	保護者・地域 (90分)
5	崇化館 朝日丘 豊南 藤岡	左記 中学校ブロックごと
6	高橋 美里 益富 藤岡南	左記 中学校ブロックごと
7	梅坪台 竜神 末野原 下山 旭	左記 中学校ブロックごと
8	逢妻 上郷 高岡 前林 若園	左記 中学校ブロックごと
9	保見 猿投 猿投台 井郷 足助	左記 中学校ブロックごと
10	石野 松平 浄水 小原 稲武 豊田特支 (中学)	左記 中学校ブロックごと

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの未然防止		
取組の内容	⑧	学級集団づくりのための授業案の活用	
担当部署	学校教育課、パルクとよた		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等、豊田市立学校の教職員		

具体策

○「居心地のよい学級づくりのための授業案」の活用

- ・ いじめ問題対策委員会が作成した授業案を、教職員ポータルサイト「クラウドPOTETO」に掲載する。
- ・ 学級集団の状態に応じて授業案を活用して授業を実施するよう啓発する。
- ・ 毎年度活用状況を把握し、活用促進を図る。

「Hyper-QU」の結果をもとに、学級の状態に合わせて活用できる

居心地のよい学級づくりのための授業案

「授業に今すぐ使える！」
-実態をもとに、作られています-

- ・ かかわりのスキル、配慮のスキルを高め、学級集団を育成する
- ・ 「Hyper-QU」の結果をもとに、学級集団で高めたいスキルを選んで活用できる
- ・ 学年、時期、学級集団の状態など、活用したい学級のニーズに合わせて選んで活用できる
- ・ 授業案は、ポイント、板書計画、活動内容、ワークシートを用意し、すぐに活用できるように構成
- ・ 授業案は、高めたい力など目標に応じて授業者によるアレンジが可能

「一覧」へ移動

「カテゴリー」へ移動

「自分も、友達も大切に」大切にする授業案」へ移動

作成：豊田市いじめ問題対策委員会

○「SOSの出し方に関する教育」の実施

「自分も、友達も大切に」授業案」の活用

- ・ いじめ問題対策委員会が作成した授業案を、教職員ポータルサイト「クラウドPOTETO」に掲載する。
- ・ <3つの力>について、発達段階に応じて学習する。
 - ① 自分：自分自身を大切に思い、どう行動するのかを考えることができる力
 - ② 対人関係：友達の存在、友達との関わりの価値を考え、自分の気持ちも友達も大切にしたい関わる力
 - ③ 援助希求：困った時、苦しい時に助けを求めることができる力、友達の助けに応える力

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの未然防止		
取組の内容	⑨	児童等がいじめの防止等について考える機会の確保	
担当部署	学校教育課、パークとよた		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等、豊田市立学校の教職員		
具体策			
<p>○児童等がいじめの防止等について考える機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳や学級活動等の時間を活用して、道徳教育や人権教育を実施するよう啓発する。 ・ 学校に対して活用できる資料等を提供する。 <p>○いじめの防止等に関する研修会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校が開催するいじめの防止等に関する研修会の講師謝礼を、市の講師謝礼基準に沿って市が負担する。 ・ 実施校は、「豊田市いじめ防止対策事業 児童生徒・保護者向けいじめに関する研修会の実施要項」により募集する。 <p>○弁護士による「いじめ予防出張授業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学6年生から中学2年生までを対象とした出張授業。 ・ 毎年1月に愛知県弁護士会から案内のある弁護士による「いじめ予防出張授業」を学校に紹介し、児童生徒がいじめの予防について考える機会を提供する。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの早期発見		
取組の内容	⑩	学校生活・いじめに関するアンケートの充実	
担当部署	パルクとよた、いじめ問題対策委員会		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等、豊田市立学校の教職員		
具体策			
<p>○学校生活・いじめに関するアンケートの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の学校生活に関するアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ・対象：市内全小中学校の児童生徒 ・回数：学校が定期的に実施 ・児童等向けの「学校生活・いじめに関するアンケート」を作成。 ・学校生活・いじめに関するアンケートを教育相談の際の参考資料とするよう周知する。 <p>○hyper-QU（心理アンケート）の実施（R 3～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の特性や学級集団の状態をとらえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ・対象：市内全小学3年～全中学3年の児童生徒 ・回数：年間2回 ・教職員向けの研修会を実施し、アンケート結果を効果的に活用できるようにする。 ・アンケート結果の活用についての解説動画を教職員用動画サイト「とよみる」に掲載し、各学校で繰り返し視聴できるようにする。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの早期発見		
取組の内容	①	保護者・教員向けいじめのサイン発見チェックシートの活用	
担当部署	パルクとよた、いじめ問題対策委員会		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	保護者、豊田市立学校の教職員		
具体策			
<p>○「保護者向けいじめのサインチェックシート」の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段とちがう子どもの様子について、保護者が気づくための視点を掲載 (例) ①欠席連絡した後、急に落ち着き、ほっとした表情になる。 ②家族への態度が大きくなる。家族への言動がひどくなる。 ・ 子どもの変化に気づいたときの対応の仕方や豊田市の相談窓口を掲載し、保護者が学校以外にも相談できる環境を整備 ・ 豊田市立学校は、ホームページに「学校いじめ防止基本方針」とともに掲載し、保護者がダウンロードして使用できるようにする。また、P T A 総会等を通じて保護者に周知する。 <p>○「教員向けいじめのサイン発見チェックシート」の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校向け、中学校向けの2種類を作成。児童等を観るポイントを掲載する。 ・ 担任が定期的に学級の様子をチェックすることを提案。 ・ チェックシートは学校内で情報共有し、学校全体で全児童生徒の様子を把握するよう周知する。 (例) ①おかず等の配り忘れや不平等な配膳をされている。(給食時) ②ペアやグループで机をくっつける場面で、隙間ができる。(学校生活全般) ・ 気になる子どもについては、「子どもを語る会」で教職員間で情報共有するよう周知する。 <p>○「教員向けいじめのサイン発見チェックシート」「学校生活やいじめに関するアンケート」の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会は、教育相談主任研修等で学校に周知し、全校で実施するよう活用を促す。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの早期発見		
取組の内容	⑫	相談窓口カードの配布と活用方法の周知	
担当部署	パルクとよた、いじめ問題対策委員会		
実施予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等、関係機関		

具体策

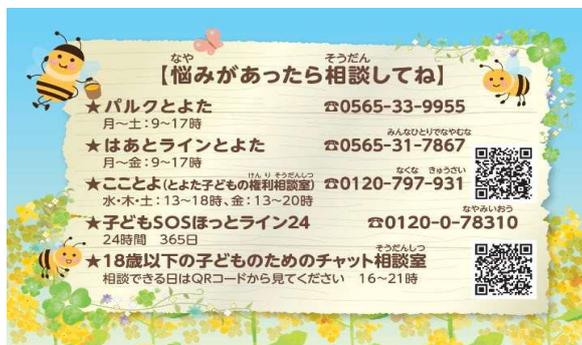
○相談窓口カードの配布

- ・相談窓口カードを修正した年度は、市内全小中学生に配布
- ・変更のない年度は、毎年全小学校1年生、全中学校1年生に配布
- ・学習用タブレットの「先生たすけて」のトップページに相談窓口カードを掲載

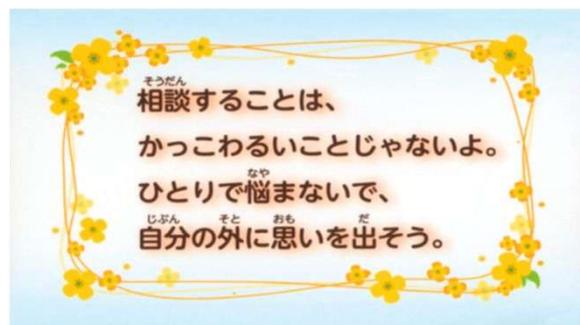
○活用方法の周知

- ・保管場所は小学生はランドセルの前側ポケットのクリア部分や冠裏（かぶせうら）の時間割表入れ、中学生は生徒手帳等を指定場所とし、いつでも見られる状況をつくるようにしている。
- ・保護者宛文書とともに配布し、保護者に内容が確実に伝わるようにする。
- ・児童生徒向けの使い方の説明文書を配布し、活用しやすい環境を整える。

表



裏



<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの早期発見		
取組の内容	⑬	タブレットを活用した教育相談の仕組みづくり	
担当部署	教育センター、パークとよた		
実施予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の児童等、豊田市立学校の教職員		

具体策

○タブレットを活用した教育相談の仕組みづくり

- ・相談希望を把握する人：校長、教頭、主幹、教務主任、校務主任、養護教諭 等
- ・子どもが相談したい相手：担任、養護教諭、スクールカウンセラー、教頭 等
- ・各校で独自の名称をつけて活用（例）「先生あのね」「〇〇ホットライン」
- ・窓口の教職員が相談の確認をするタイミング
朝の会前、朝の会后、給食後、下校前 等
- ・活用の好事例

「自分から悩みを発しにくい児童に対し、担任から声をかけ、相談につながられた」

「子どもたちが自分のタイミングで、相談をかけることができた」 等

先生たすけて

1. 何年生ですか？

1年
 2年
 3年
 4年
 5年
 6年

2. 何組ですか？

1組
 2組

【回答フォームの一部】



【教師用回答閲覧フォームの一部】

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの対応支援		
取組の内容	⑭	いじめの防止等に関する資料の提供	
担当部署	学校教育課、パークとよた、こども・若者政策課、学び体験推進課		
実施予定	R 8	R 9	R 10
	新規	継続	継続
実施対象	学校の教職員、事業者の従業員等		
具体策			

○いじめの対応の資料提供（R 8～）

- ・「いじめ対応マニュアル」「ネットいじめ対応マニュアル」の資料を、教職員ポータルサイト「クラウドPOTETO」やパークとよたのホームページに掲載する。
- ・事業者がいじめへの対処をする際の参考になるよう、「放課後児童クラブいじめ対応マニュアル」や「とよた地域クラブ活動いじめ対応マニュアル」を所管する事業者へ周知する。
- ・こども家庭庁と文部科学省が発行している研修用資料を紹介する。

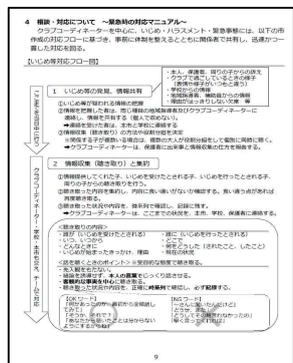
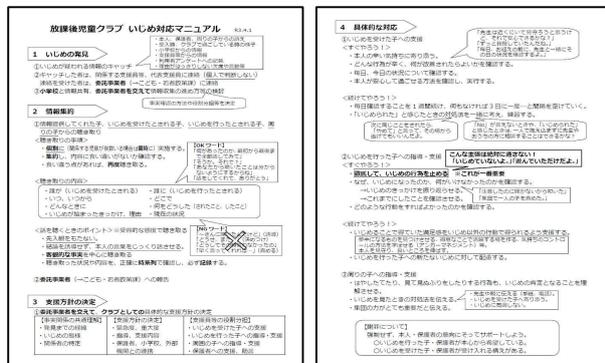
いじめ対応マニュアル「こ・れ・だ・け・は」

ネットいじめ対応マニュアル「これだけは」



放課後児童クラブいじめ対応マニュアル

とよた地域クラブ活動いじめ対応マニュアル



<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	啓発に関する取組		
取組の内容	⑮	市民へいじめの防止の取組を広げるための啓発	
担当部署	学校教育課、パルクとよた		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	新規	継続	継続
実施対象	学校の教職員、保護者、子ども、地域住民、事業者の従業員等、関係機関		
具体策			
<p>○ポスターの掲示（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や交流館など関係各所にポスターを配布し、掲載を依頼する。 <p>○チラシ等の配布（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ等を作成し、児童等とその保護者、地域住民や事業者の従業員等に配布する。 ・条例の基本理念やそれぞれの役割、いじめの防止等の取組について啓発し、周知を図る。 <p>○ホームページへの掲載（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページに条文を掲載する。 ・学校ホームページに条文のリンクを貼る。 <p>○児童等、保護者への周知（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会等の機会に、学校いじめ防止基本方針とともに、条例について触れる。 ・豊田市立学校の児童等の学習用タブレットのブックアプリに、チラシと条文を掲載。 ・豊田市立学校の保護者に、きずなネットでチラシと条文を送信。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	⑬	いじめの対応支援体制の強化	
担当部署	学校教育課、法務課		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	拡充	継続	継続
実施対象	豊田市立学校、関係機関		
具体策			
<p>○スクールロイヤーの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校だけでは対応できない事案等について弁護士が必要な助言を行い、早期解決を図る。必要に応じて保護者とも面談するなどして、子どもの最善の利益を確保するための（子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えた）支援方法を提案する。 <p>○弁護士による講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の要請に応じて愛知県弁護士会が講師を派遣し、教員の学校法務の知識を深め、力量向上を図る。 <p>○学校のいじめ対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルクとよたに「いじめ対応支援チーム」を組織し、学校からの相談に応じて電話相談や訪問相談を実施する。 <p>○いじめ対応アドバイザーの委嘱（R 8～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめの対応に対する市の支援体制を強化するため、いじめ対応アドバイザーを外部の専門家に委嘱する。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	⑰	教育相談体制の整備	
担当部署	学校教育課、パルクとよた、教育センター		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校の教職員		

具体策

- 「教育相談コーディネーター」を設け、校内の相談体制の強化や組織対応の調整、外部との適切な連携等学校として組織的に対応できるような体制づくりを行う。
- ・「教育相談コーディネーター」は、担任をもたない役職者（教頭）が担当するなど、全校児童生徒の心の状況を把握できる組織・相談体制づくりを推進する。

	教育相談コーディネーター	教育相談主任
役割	担任をもたない役職者（教頭）など、教職員の教育相談の様子を把握できる者が担当する。教職員への適切な指導や外部機関との連絡調整等の統括を行う。	教育相談に係る事務仕事を担い、教育相談コーディネーターを補佐する。
主な業務内容	① 全児童生徒の「いじめ・学校生活アンケート」等の結果を把握し、確実に教育相談が行われているかどうかを確認 ② 教職員の教育相談技術に対する指導 ③ SC、SSW、はあとラウンジスタッフ等が、情報交換できる場を確保するなど連携が図られるよう調整 ④ いじめ対策委員会・不登校対策委員会の運営 ⑤ 「いじめ対応相談票」の提出 ⑥ 必要に応じて、SCやSSWがいじめ対策委員会・不登校対策委員会に参加できるよう調整	① 全教職員による情報共有の場（子どもを語る会）の運営 ② 「いじめ・学校生活アンケート」の立案・実施・集約 ③ いじめ・不登校に関する報告書の作成 ④ 相談室の管理、環境整備

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	⑱	いじめの防止等のための体制の整備	
担当部署	パルクとよた、いじめ問題対策委員会、学校教育課		
実施 予定	R 8	R 9	R 10
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校、関係機関		
具体策			
<p>○いじめ防止対策組織の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ対策委員会（学校の核となりいじめに関する方針を決める組織）」と「子どもを語る会（全教職員で情報共有する場）」の目的、内容等を明確にし、学校いじめ防止基本方針に記載する。 ・各学校は、学校運営協議会やコミュニティ・スクール連絡協議会等で地域の意見を踏まえ、学校いじめ防止基本方針やいじめ防止対策組織を毎年見直す。 <p>○いじめの対応力の向上を図る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任等がいじめの兆候を察知した時点からの動きがわかるよう、「いじめ対応マニュアル（ミニマム版）」「ネットいじめ対応マニュアル これだけは」を作成し、クラウドPOTETOや教職員のタブレットに掲載。 ・「いじめ対応マニュアル これだけは（ミニマム版）」の資料として、児童生徒や保護者への対応について映像で確認できる解説動画を作成し、教職員用動画サイト「とよみる」に掲載。 ・いじめ問題への対応について教職員の理解や対応力を向上を図るために、研修動画を作成し、教職員用動画サイト「とよみる」に掲載。 <p>○いじめ問題についての警察との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携の手順や、学校いじめ防止基本方針への記載について各校に通知。 ・犯罪が疑われるいじめ事案について警察と連携が図られるよう、年度初めに市教委の担当指導主事が警察と市教委、警察と学校の協力体制について確認する。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	⑬	スクールカウンセラーの活用	
担当部署	パルクとよた		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校		
具体策			
<p>○スクールカウンセラーの全校配置及び適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県配置スクールカウンセラーに加え、豊田市配置のスクールカウンセラーを雇用。 ・小学校は週1日、中学校は週2日、スクールカウンセラーを配置。 ・隔週1日の小学校の相談時間を学校規模や相談件数に応じて、配分する適正配置を実施。 <p>○スーパーバイザー配置によるスクールカウンセラーの力量向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パルクとよたにスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーへの巡回相談を実施。 スクールカウンセラー本人だけでなく、管理職、スクールカウンセラー担当教員等とも面談して活動状況を把握しつつ、スクールカウンセラーに対して指導・助言を実施。 ・対応している案件についての指導・助言を受けたい場合は、スーパーバイザーに電話や来所相談ができる体制を整備。予約制により常時対応可能な体制を整備し、スクールカウンセラーの力量向上を目指す。 <p>○スクールカウンセラー研修会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回、豊田市雇用のスクールカウンセラーを集めて研修を実施。（6月と9月の平日に開催） ・愛知県臨床心理士・公認心理師会と連携することで、優秀な人材育成と確保につなげる。 <p>○スクールカウンセラーの活用（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者のカウンセリング（個別相談） ・児童生徒の行動観察・教員への助言（見立てや支援方法について） ・いじめの被害、加害児童生徒や校内はあとラウンジ（別室登校）利用の児童生徒への心理的支援への活用 ・いじめ対策委員会や「子どもを語る会」等に参加して、気になる子どもについての情報共有 ・児童生徒向け（心理教育）授業の実施 「命を大切にする」「SOSの出し方」「いじめ防止」等、各校の実態に応じた授業 ・小規模校での全員面接の実施、大規模校での新入生の全員面接の実施 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	⑳	スクールソーシャルワーカーの活用	
担当部署	パルクとよた		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校		
具体策			
<p>○スクールソーシャルワーカーの適正配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市雇用のスクールソーシャルワーカーを、パルクとよたと中学校拠点校に配置 ・市内を中学校区を基準に12に分け、各スクールソーシャルワーカーが豊田市内の小・中・特別支援学校を担当。 ・相談ニーズの増加に合わせ、中学校拠点校配置のスクールソーシャルワーカーの増員を図る。 <p>○スクールソーシャルワーカーの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校拠点校配置により、スクールソーシャルワーカーと学校の連携が図りやすくなり、児童生徒や家庭の支援を丁寧に行うことが可能。校内の教育相談体制の充実が図られ、いじめの早期対応にもつながる。 ・豊田市立学校向けのスクールソーシャルワーカー活用ガイドラインを作成し、適切な活用を促す。 <p>○スクールソーシャルワーカーの対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの対応力を高めるため、パルクとよたで定期的に情報交換、打ち合わせを行う。 ・スーパーバイザーによる研修の機会を確保し、スクールソーシャルワーカーが事例への対応について助言を受けることができるようにする。 ・他機関と連携を図り、環境を整えることができるよう、他機関が行う研修や打合せに積極的に参加し、情報共有に努める。 			

<豊田市いじめの防止等に関する取組>

区分	いじめの防止等の取組に従事する人材の確保		
取組の内容	②	子どもを見守る体制整備	
担当部署	学校教育課		
実施 予定	R 8	R 9	R 1 0
	継続	継続	継続
実施対象	豊田市立学校		
具体策			
<p>○地域学校共働本部のボランティアスタッフの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校共働本部のボランティアスタッフの活用を促し、地域の方や保護者が校内で児童生徒と触れ合う機会を増やしたり、児童生徒を見守る大人の目を増やしたりする。 ・年度末に行う地域コーディネーター等研修会を通して、ボランティアスタッフを活用した児童生徒とのふれあいや児童生徒の活動中の見守りへの協力を呼びかける。 			

